

中野区産後ケア事業実施要綱

2015年7月31日

要綱第97号

(目的)

第1条 この要綱は、産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする妊産婦及び乳児（以下単に「母子」という。）に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、もって子育て支援の充実に資することを目的とする。

(産後ケア事業)

第2条 産後ケア事業は、母子に対し、次の各号に掲げるサービスを行う事業とする。

- (1) 医療機関等の施設において、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供するサービス
- (2) 区の施設その他区長が認める医療機関等の施設において、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供するサービス
- (3) 産後における母子に対する支援に関する専門家が母子の居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス

(対象者)

第3条 産後ケア事業の対象者は、区内に住所を有し、産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、かつ、次の各号のいずれかに該当する母子（医師による医療行為を要する母子を除く。）とする。

- (1) 産後等における心身の不調、育児不安等が認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に産後等における支援の必要があると認めるもの

(利用期間)

第4条 第2条第1号に掲げるサービス（以下「宿泊型」という。）を利用できる期間は、産後4月（区長が特に必要と認めるときは、6月）以内とし、同条第2号に掲げるサービス（以下「デイケア」という。）を利用できる期間は、産後6月以内とする。ただし、当該子が治療のため出生後から継続して入院を要した期間がある場合における利用期間は、当該子の出産予定日又は当該子の出産日に当該入院日数を加えた日のいずれか遅い方の日を起算日とする。

2 第2条第3号に掲げるサービス（以下「ケア専門家派遣」という。）を利用できる期間は、産後6月以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、ケア専門家派遣は、区長が特に必要があると認める場合には、出産予定日の1月前から産後1年を経過する日までの間で区長が認める期間において利用できるものとする。

（産後ケア事業の内容）

第5条 産後ケア事業において行うサービスの内容は、次の各号に掲げるサービスごとに当該各号に定める内容とする。

（1） 宿泊型

ア 産後における母体管理及び生活面の指導

イ 母乳に関する相談及び授乳方法の指導

ウ 沐浴^{もく}方法の指導

エ 発育又は発達に関する相談

オ 乳児に対する肌ケアの方法の指導

カ 保健指導

キ 食事の提供

（2） デイケア

ア 産後における母体管理及び生活面の指導

イ 母乳に関する相談及び授乳方法の指導

ウ 発育又は発達に関する相談

エ 乳児に対する肌ケアの方法の指導

オ 保健指導

（3） ケア専門家派遣

ア 産後における生活相談

イ 授乳時の見守り

ウ 沐浴^{もく}の援助

エ 子育て相談

オ 家事の援助

（事業の委託）

第6条 産後ケア事業は、次の各号に掲げるサービスごとに当該各号に定める事業者又は助産師、保健師若しくは看護師に委託して実施する。

- (1) 宿泊型 次条に規定する基準を満たした施設において当該サービスを行うことができる事業者
 - (2) デイケア 次条第1項に規定する基準を満たした施設において当該サービスを行うことができる事業者又は訪問指導を主たる業務とする助産師、保健師もしくは看護師
 - (3) ケア専門家派遣 当該サービスを提供するために必要な知識及び技術を有する者の派遣が可能な事業者
- (実施施設等の基準)

第7条 宿泊型及びデイケアは、助産師を配置し、母子が安全かつ快適に過ごすことのできる施設において行うものとする。

2 宿泊型を行う施設は、母子が宿泊できる施設とし、居室、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室その他必要な設備を有することとする。ただし、共用可能な設備があるとき又は区長が認めたときは、この限りでない。

3 前項の施設には、1人以上の助産師、保健師又は看護師が24時間体制で勤務していなければならない。

(利用可能日数等)

第8条 第11条第1項の規定による産後ケア事業の利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けた期間において利用承認を受けたサービスを利用することができる日数、回数及び時間は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊型 通算して5日(多胎の場合は、7日)を限度とし、入所は当該日の午前9時、退所は当該日の午後7時とする。
- (2) デイケア 1回の利用につき午前10時から午後3時までの間において3時間以上とし、合計で5回(多胎の場合は、7回)を限度とする。
- (3) ケア専門家派遣 1回の利用につき2時間以上とし、合計で15時間(多胎の場合は、23時間)を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、母子の状況により必要があると認めたときは、必要最小限の範囲内において、同項各号に定める当該サービスに係る日数、回数又は時間を超えて利用させることができる。

(相談支援計画の作成)

第9条 区長は、対象者から産後ケア事業の利用についての相談を受けたときは、妊娠出産に係る相談支援計画を作成しなければならない。

(利用申請)

第10条 前条の相談を受けた産後事業ケアの利用を希望する対象者は、中野区産後ケア事業利用申請書（別記第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、当該申請者の属する世帯の全員の所得の状況を証する書類若しくはその写し又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていることを証する書類を添付して区長に申請しなければならない。ただし、区長は、当該申請者の同意を得て区が保有する公簿等により当該所得の状況等を確認することができるときは、当該所得の状況等を証する書類又はその写し等の添付を省略させることができる。

（利用の承認の決定等）

第11条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、産後ケア事業の利用の承認又は不承認を決定する。

2 区長は、前項の規定により産後ケア事業の利用を承認したときは、中野区産後ケア事業利用承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、第6条の規定により産後ケア事業の実施に関し委託を受けた事業者又は助産師、保健師若しくは看護師（以下「事業者等」という。）にその旨を通知する。

3 区長は、第1項の規定により産後ケア事業の利用を不承認としたときは、中野区産後ケア事業利用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

（利用の変更及び取消し）

第12条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用承認を受けたサービスの利用について、その内容を変更しようとするときは、中野区産後ケア事業利用変更申請書（別記第4号様式）により区長に申請しなければならない。

2 利用者は、利用承認を受けたサービスの利用を取りやめるときは、区長に申し出なければならない。

3 事業者等は、次に掲げる事由が生じたときは、区長にその旨を通知し、対応について協議するものとする。

（1）利用者から当該サービスの利用内容の変更の申出があったとき。

（2）利用者から当該サービスの利用の取りやめの申出があったとき。

（3）母子の健康状態その他の事由により産後ケア事業を利用させることが困難であると認めるとき。

4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用承認を受けたとき。
 - (2) 利用者が第3条の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 第2項の規定による申出があったとき。
 - (4) 前項の規定による協議があったとき（同項第1号の申出による場合を除く。）。
 - (5) 宿泊型又はデイケアを行う施設が災害、事故その他の事由により利用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- 5 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、利用承認の内容の変更を承認したときは、中野区産後ケア事業利用変更通知書（別記第5号様式）により、利用者へ通知するとともに、事業者等にその旨を通知する。
- 6 区長は、第4項の規定により利用承認を取り消したときは、中野区産後ケア事業利用取消通知書（別記第6号様式）により、利用者へ通知するとともに、事業者等にその旨を通知する。

（利用者負担金）

第13条 利用者は、産後ケア事業を利用したときは、別表に定める利用者負担金を事業者等に支払わなければならない。

（実績等の報告）

第14条 事業者等は、産後ケア事業の実績があった月の翌月に、産後ケア事業の実績について区長に報告しなければならない。

- 2 事業者等は、産後ケア事業の実施に際して事故が生じた場合その他産後ケア事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 事業者等は、区長から提供された利用者の個人情報の保管及び利用に関して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 産後ケア事業の目的以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2015年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月31日から施行する。
- 2 第10条の規定による産後ケア事業の利用の申請、第11条の規定による産後ケア事業の利用の可否の決定その他産後ケアの利用に関し必要な手続は、この要綱の施行の前においても行うことができる。
- 3 第13条及び別表の規定にかかわらず、区長が別に定める震災に伴う被災者の支援のため、当該支援の対象者に該当する利用者に係る利用者負担金の額は、当分の間、0円とする。

附 則（2016年2月29日要綱第19号）

- 1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月29日から施行する。
- 2 改正後の別表備考の規定による同表の適用に係る必要な手続その他の準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則（2018年2月22日要綱第10号）

- 1 この要綱は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の中野区産後ケア事業実施要綱の規定により同要綱第2条第2号に掲げるサービスの利用の承認を受けている者でこの要綱の施行の日以後に当該サービスを利用することとなるものについては、改正後の中野区産後ケア事業実施要綱の規定により同要綱第2条第2号に掲げるサービスの利用の承認を受けたものとみなして、同要綱第4条第1項の規定を適用する。

別表（第13条関係）

利用者区分	利用者負担金の額		
	宿泊型	デイケア	ケア専門家派遣
	1日当たり	1回当たり	1時間当たり
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
住民税非課税世帯	0円	0円	0円
住民税課税世帯	3,000円	1,000円	1,000円

備考

- 1 利用者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている者のうち、婚姻によらずに母又は父となった者で現に婚姻していないもの（婚姻したことがある者を除く。）に係る世帯については、当該世帯に属する者について所得税法（昭和40年法律第33号）第81条、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第8号若しくは第3項に規定する額の控除の適用又は同法第295条第1項第2号の規定の適用があったものとみなして算出した当該世帯に係る住民税課税額に基づき、この表を適用する。
- 2 1の規定によるこの表の適用に係る手続その他必要な事項は、区長が別に定める。

様式 略